

東京都関係社会福祉法人本部、施設・事業所あて発行しております。

東社協福祉施設経営相談室だよりNo.93平成23年7月29日

TEL03-3268-7170 本相談室へのご相談には下記あてメール
k_soudan@tcsw.tvac.or.jp をご利用ください。

新たな社会福祉法人会計基準が発出されました(平成23年7月27日)。

平成22年12月のパブコメ案の公開を経て、少なくない変更点を反映し、このたび新会計基準が発出されました。同通知は今後東京都から各社会福祉法人宛送付されますが、以下、制定通知とQ&A、パブコメ案からの主な変更点を添付しますので参考にしてください。

東社協研修室では、この新会計基準の発出及び会計基準改訂に伴い今後一部改正発出されるとされている各種用途制限通知(社援発第0312001号、同0312002号、社援発第1002001号、老計第8号、老発第188号、児発第299号、障発第1018003号等)の発出をうけ、東京都福祉保健局の「行政説明」と宮内眞木子税理士を講師として東社協「新会計基準解題研修会」を11月21日に開催することとしています。さらに、(各施設業種別に)新会計基準への移行研修の開催も今後予定していますのでお知らせします。

以下、概要を記します。

1 新たな社会福祉法人会計基準(以下「会計基準」という。)の基本的考え方

- (1) 社会福祉法人が行う全ての事業(社会福祉事業、公益事業、収益事業)を適用対象とする。
- (2) 法人全体の財務状況を明らかにし、経営分析を可能とするとともに、外部への情報公開に資するものとする。

2 現行基準からの主な変更点(抄)

- (1) 施設・事業所毎の財務状況を明らかにするため、拠点区分を設けることとした。また、施設・事業所内で実施する福祉サービス毎の収支を明らかにするため、サービス区分を設けることとした。
- (2) 資金収支計算書、事業活動計算書及び貸借対照表については、事業区分、拠点区分の単位でも作成することとした。
- (3) 従来を整理し、借入金等に係る付属明細書を作成することとした。
- (4) 1年基準、時価会計、リース会計等の手法を導入した。

3 実施時期

平成24年4月より適用。ただし、平成27年3月31日(平成26年度決算)までの間は、従来の会計処理によることができるものとする。

なお、添付資料①社会福祉法人会計基準の制定について②社会福祉法人会計基準の運用上の取扱いについて(Q&A)③社会福祉法人新会計基準(パブコメ案)からの主な変更点は東社協のホームページ左上経営相談をクリックするとご覧いただくことができます。また、全文は<http://www.keieikyo.gr.jp/kaikei.html>(全社協・経営協)にてもご覧いただけます。さらに全社協では、新会計基準にもとづく「モデル経理規程・運用細則」の作成を年明け早々までに行う模様です。(以上)